

小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画 各事業一覧

No.	事業名	事業内容	方向性	担当課
基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備				
（基本指針1-1）早期支援・早期療育の充実				
1	乳幼児健康診査	集団健診を行い、発育・発達の確認と、疾病等の早期発見を図り、その保護者に適切な保健指導や、心理相談を実施することにより、乳幼児の健全な育成に努めます。乳幼児健康診査実施後、発達の心配のある乳幼児の保護者に対して、2歳児電話相談や、乳幼児心理発達相談、発達健康診査につなげて、経過観察を実施するとともに、必要に応じて療育機関を紹介します。	継続	健康推進課
2	乳幼児心理発達相談	乳幼児健康診査の心理相談実施後、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。 個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、子どもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。 《個別相談》 《集団指導：ひよこグループ（対象：2歳～3歳1か月の幼児とその保護者等）》 《集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）》	継続	健康推進課
3	児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施	障害者福祉センター（たいよう福祉センター）に、発達支援相談拠点の機能を併せもつ児童発達支援センターの設置を、令和4年度を目途に進めます。 児童発達支援センターは、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を設置します。 児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、子どものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。	新規 重点事業	障がい者支援課
4	児童発達支援	未就学の障がい児（発達障がい児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行います。	継続	障がい者支援課
5	心身障害児通所訓練委託事業	小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を実施します。	継続	障がい者支援課
6	言語相談訓練事業	障害者福祉センター（たいよう福祉センター）、あおぞら福祉センターにおいて、ことばやコミュニケーションに不安のある児童、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練・グループ訓練を行います。	継続	障がい者支援課
7	障がい児療育事業	白梅学園大学と連携して、造形・音楽・演劇などのワークショップを通して、発達が気になる子どもの発達を支援します。また、この事業で市内の大学と連携することにより、学生を福祉人材として育成します。	継続	障がい者支援課
（基本指針1-2）認定子ども園、幼稚園、保育園での支援				
1	巡回相談事業	言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が市内の認定子ども園、幼稚園、保育園を巡回し、幼稚園教諭や保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行います。 相談員の判断を参考に、必要に応じて作業療法士が園へ出向き、助言等を行います。	継続	保育課

No.	事業名	事業内容	方向性	担当課
2	幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修	幼稚園教諭、保育士に対し、特別支援教育への理解・啓発及び指導力の向上について学ぶ機会を設定します。	継続	保育課
3	障がい児の教育・保育の充実	認定こども園、幼稚園、保育園等で、障がいに配慮した幼児教育や保育の実施に向けた支援を行います。その他の園児に対して障がい理解や共に育ち合うための教育、保育の充実を図ります。	継続	保育課

(基本指針 1 - 3) 学校における特別支援教育体制の充実

(1) 支援体制の充実及び専門性の向上

1	教育課程における特別支援教育の推進	小学校及び中学校学習指導要領において、児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導の工夫について示されたことを踏まえて、将来、児童・生徒が自分らしい生き方を実現できるように、個々の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。また、障がいの有無にかかわらず、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、教育活動に取り組んでいきます。	継続	学校指導課
2	校内委員会の充実	校内委員会を設置し、校長のリーダーシップの下、児童・生徒の実態把握及び課題把握、効果的な指導方法等について検討を行い、在籍学級担任だけでなく、学校組織として一人一人の児童・生徒のニーズに合わせた支援を行います。 また、巡回相談員による助言等を効果的に活用し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援方法を共通理解できるよう、校内委員会を充実させ、児童・生徒や保護者を継続的に支援します。	充実	学校指導課
3	学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用	特別支援教育に関わる情報を適切に共有し、支援できるように、小平市立学校用の統一書式を改善するとともに、シートの教員向け活用の手引を作成します。	充実 重点事業	学校指導課
4	授業のユニバーサルデザイン化の推進	全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を行うために、授業改善の視点に「授業のねらいや活動の見通しの提示」「視覚化等による情報伝達の工夫」「刺激の少ない教室前面の環境整備」等を徹底し、授業のユニバーサルデザイン化を一層進めます。	充実	学校指導課
5	知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実	校内でOJTを推進するとともに、障がい種別に応じた研修会を充実させ、教員の専門性の向上を図り、知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級における一人一人の特性に応じた指導の充実に努めます。	充実	学校指導課
6	読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実	PC端末を活用するなどして、読み書きに困難のある児童・生徒一人一人の状態に応じた適切な指導と支援の充実を図ります。 学習障がい（LD）等の学習面での困難さがある児童・生徒への指導方法やアセスメントの理解を深める研修を教員へ行います。また、児童・生徒の学習の「つまずき」の状況を把握するための「読み書きアセスメント」等の活用を研究します。	新規 重点事業	学校指導課

No.	事業名	事業内容	方向性	担当課
7	合理的配慮の理解・啓発の推進、対応	教職員をはじめ、保護者・地域への「合理的配慮」について理解を深めたり、広げたりすることを推進します。 学校及び担任等は、保護者や児童・生徒の要望を基に、その実施に伴う負担が過重でないときは、一人一人のニーズに合わせた対応をしていきます。また、申出があった方法では対応が難しい場合でも、建設的な対話を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応します。	充実 重点事業	学校 指導課 教育総務課 学務課
8	特別支援教育に関する校内研修会等の充実	教育委員会が実施した特別支援教育コーディネーター対象の研修会の内容をもとに、特別支援教育コーディネーターが各学校において還元研修会を実施し、小平市立学校教員の特別支援教育に対する理解を深めます。	充実	学校 指導課
(2) 施設・設備等				
1	多様な学びの場の充実	知的障がい学級（固定制）を小学校6校、中学校5校に設置しています。特別支援教室は小学校19校全校に設置しており、中学校においても令和3年度に8校全校に設置が完了する予定です。難聴・言語障がい学級（通級制）は、小学校に1校設置しています。 特別支援学級の設置は、児童・生徒数などに応じて対応します。 自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、他自治体の実践例等の研究を進めます。	継続	指導課 教育総務課
2	教育施設のユニバーサルデザイン化の推進	児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて、施設・設備等の環境整備を行います。	継続	教育総務課
3	I C T機器による学習支援	I C Tの活用は、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることができ、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習上の困難を改善する効果があります。 児童・生徒に1人1台配備するP C端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について、教員が情報共有し授業や取組の改善につなげます。また、国や都の動向を踏まえながら、学習者用デジタル教科書及びデジタル教材の導入について研究します。	充実 重点事業	指導課 学務課
(3) 多様な人材による支援体制				
1	心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談	心理士、作業療法士、言語聴覚士の巡回相談員が、各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等に、児童・生徒の個別ニーズの把握や支援の内容・方法について、相談、助言を行います。	充実	指導課
2	学習補助員の配置	児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等に携わる職（介助員、特別支援教育支援員、プール指導補助員、ティーチング・アシスタント）を整理・統合し、学習補助員を配置します。職を整理・統合し、より充実した支援体制を再構築することで、中学校の知的障がい学級（固定制）や肢体不自由児童・生徒等への支援を充実します。	新規	指導課
3	ボランティアの協力・育成	ボランティアの協力を得て、特別な支援を必要とする児童・生徒を支援します。また、ボランティアの養成・スキルアップの機会を提供します。	継続	学校 指導課 地域学習支援課
(基本指針1-4) 放課後の居場所づくり				
1	学童クラブ	放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校6年生までの障がいのある児童に対し、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図ります。	充実	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	方向性	担当課
2	放課後子ども教室、放課後学習教室	放課後や週末などに学校施設等を活用し、地域のボランティアの協力により、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取組を小学校では放課後子ども教室、中学校では放課後学習教室として実施します。障がいのある児童・生徒も含むすべての子どもたちが、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、ボランティアの研修の機会を提供するなど、引き続き安全で安心な居場所の確保に努めます。	継続	地域学習支援課
3	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。	充実	障がい者支援課

基本指針 2 関係機関の連携によるネットワークの構築

(基本指針 2 - 1) 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

1	こげら就学支援シートの活用	家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。シートは、就学時健康診断時に配布します。小学校では、主に学級編制や指導の参考にします。また、各園や学校でも保護者に対し説明されるよう、小学校・幼稚園・保育園連絡会等で周知し、シートの活用を促します。さらに、就学支援シートの活用が進むように、教員向け活用の手引を作成し、学校の支援に努めます。	充実 重点事業	認定こども園・幼稚園・保育園 学校指導課
2	認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携	小学校教員と認定こども園、幼稚園、保育園の教諭や保育士が児童・園児を取り巻く課題等について、共同で研修することで、支援や指導の連携に努めます。	継続	保育課 指導課

(基本指針 2 - 2) 小・中学校の連携

1	小・中学校間の学びと育ちの継続	学校生活支援シートや個別指導計画を基に、小学校での学習支援や配慮について進学先の中学校（都立学校や私立学校を含む）と情報の共有化を図り、中学校進学後も一貫した個別の特別支援教育の充実につなげていきます。特別支援教育コーディネーター等が連携し、各校の支援や指導の進め方等について保護者に情報提供します。	継続	学校 指導課
2	小・中連携教育の推進	小・中連携の日を活用し、各小・中学校における学習指導や生活指導に関する情報交換を行い、小・中学校における一貫した合理的配慮について検討をしていきます。また、授業のユニバーサルデザイン化の視点を意識し、各中学校区において学習環境整備の統一化を図ります。	充実	学校 指導課

(基本指針 2 - 3) 中学校と進路先との連携

1	中学校から進学先への学びと育ちの継続	進学時や進学後において、学校生活支援シートを基に、各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での困り感を軽減できるよう連携を図ります。また、令和3年度から始まる、都立高校での通級による指導においても必要に応じて連携を図ります。	充実	学校 指導課
---	--------------------	--	----	-----------

(基本指針 2 - 4) 特別支援学校との連携

1	特別支援学校のセンター的機能の活用	特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを窓口として、研修会や連絡会を通じて、教員が児童・生徒一人一人の障がい種別や教育的ニーズに応じた指導法等を身に付けられる機会を確保します。	充実	学校 指導課
---	-------------------	--	----	-----------

No.	事業名	事業内容	方向性	担当課
2	副籍交流の充実	特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地域の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。 地域の子どものとして、居住する地域とつながり、子どもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実に努めます。	充実 重点事業	学校 指導課
(基本指針 2 - 5) 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携				
1	小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進	学童クラブは全小学校内に設置されています。 小学校と学童クラブの距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童の状況を共有の上、育ちをつなぐ取組を推進します。	充実	学校 子育て支援課
2	学校と放課後子ども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進	放課後子ども教室は全小学校に、放課後学習教室は全中学校に設置されています。 学校と連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童・生徒の状況を共有の上、安全安心な居場所を提供し、育ちをつなぐ取組を推進します。	充実	学校 地域学習支援課
3	学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進	放課後等デイサービスは、市内に15事業所あります。 学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組を推進するため、個別の支援計画の交換等の連携や情報共有に関する仕組みづくりを検討します。	新規 重点事業	学校 障がい者支援課
基本指針 3 理解・啓発、相談体制の充実				
(基本指針 3 - 1) 障がい理解教育の推進				
1	児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進	特別な支援を要する児童・生徒を含め、人それぞれが多様な感じ方、関わり方、表現の仕方があることについて、日常的に指導しながら互いのよさを認め合える人間関係づくりを推進します。	充実	学校
2	交流及び共同学習の推進	学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍する子どもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。 推進にあたっては、児童・生徒の障がいの特性への理解やキャリア教育などの視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。	充実 重点事業	学校 指導課
3	副籍交流の充実<再掲>	—	充実 重点事業	学校 指導課
(基本指針 3 - 2) 保護者支援のための情報提供の推進				
1	保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携	保護者等に特別支援教育に関わる情報を提供し、共に子どもを育てるために連携を図ります。	継続	認定こども園・ 幼稚園・保育園 保育課
2	関係機関と連携した就学説明会の実施	特別な支援を必要とし、知的障がい学級（固定制）、通級指導学級、特別支援教室、または特別支援学校への入学を考えている保護者を対象に、就学相談の受付から就学までの手続きについて説明会を実施します。 該当する年齢でない場合にも、希望される場合は就学説明会に参加できます。	継続	指導課
2	特別支援教育に関する情報発信	市報、教育委員会だより、ホームページ等にて、特別支援教育に関する情報を適時・適切に発信していきます。また、教育委員会で作成している特別支援教育に関するリーフレットは、内容を随時更新したものを毎年度配布し、特別支援教育の理解促進を図ります。	継続	指導課

No.	事業名	事業内容	方向性	担当課
(基本指針 3 - 3) 保護者同士の交流の促進				
1	ペアレントメンター	発達障がいの子どもの育てた経験をもち、発達障がいの知識や相談技術を身につけるための研修を受講し、登録された保護者（ペアレントメンター）が、自身の養育体験を生かして、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親カフェを開催します。また、ペアレントメンターによる個別相談を実施します。	継続	障がい者支援課
2	ペアレントプログラム	子どもの発達について悩む保護者のために、行動療法をもとにした子どもとの関わり方を伝える手法であるペアレントプログラム講座を開催します。	充実	障がい者支援課 指導課
3	「みんなではなそう会」（障がい児療育事業）	白梅学園大学と連携して、発達の気になる子どもや障がいのある子どもの保護者のための交流会を実施します。	継続	障がい者支援課
4	子育て交流広場（子ども家庭支援センター）	乳幼児と保護者の遊び場や交流促進の場として実施します。	継続	子育て支援課
(基本指針 3 - 4) 保護者への専門相談支援				
1	児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施<再掲>	—	新規 重点事業	障がい者支援課
2	乳幼児心理発達相談<再掲>	—	継続	健康推進課
3	子育て相談（子ども家庭支援センター）	子育て相談の一環として、臨床心理士、臨床発達心理士、言語聴覚士等の専門相談員による、個別の専門相談を実施します。	継続	子育て支援課
4	就学相談	特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた教育を保障するため、就学相談室で就学相談を受け付け、申込みを受けた児童・生徒について就学相談を実施し、障がいの種類や程度等に応じた教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。 また、学年途中での通常の学級から特別支援学級、特別支援学校への転学相談、通級指導学級への通級相談及び特別支援教室での特別な指導の開始・終了の相談も行います。	継続	指導課
5	教育相談	子どもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理士等の資格を有する教育相談員が改善やよりよい成長・発達を支援していきます。	継続	指導課
(基本指針 3 - 5) 就労に向けた相談支援				
1	進学や就労を見据えた情報提供	市のホームページ等を活用し、都立特別支援学校の学校公開や、東京都教育委員会主催の保護者向け「キャリア教育セミナー」等の進学や就労を見据えた情報提供の充実を図ります。	充実	学校 指導課
2	職場体験の実施	主体的に自己の進路を選択する能力を育てるため、中学校全8校の第2学年を対象に職場体験を実施します。	継続	学校 指導課